

上尾中央医療専門学校 学校再開マニュアル

1. 目的

感染防止と学校生活活動を両立させ、予定年度での進級・卒業・資格取得を目指す

一人一人の感染予防行動の徹底が最重要

感染者が発生した場合、学級閉鎖や学校閉鎖となる可能性が高い状態です。その場合、学内での授業が出来ず、特に遠隔授業では対応に限界がある実技科目は、学校再開後の夏休みや日曜日をつぶして対応することも考えなければなりません。それでも十分な対応が出来ない場合は、進級や卒業に影響をきたす可能性が十分あります。

2. 基本方針

- 1) 健康を守ることを最優先事項とし、毎日の健康管理を徹底
- 2) 日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避
- 3) 学生または教職員の感染が判明した場合には、埼玉県衛生主管部局と連携を取り、臨時休業の必要性について十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。

3. 感染予防のための具体的行動

1) 前提となる健康管理

- ・ 毎朝検温し、結果を朝のうちに Google Form で入力する（クラス毎のアドレスは別途配布）
- ・ 発熱等、感染症の疑いがある症状の場合、感染予防を最優先するため、学校を休み受診し結果を報告する。その場合の欠席は、出席停止扱いとする。（持病やけがによる受診は除く）
- ・ 不要不急のイベントや懇親会、海外渡航は自粛する
- ・ 免疫力を高める（適度な睡眠、運動、バランスの取れた食事）
- ・ 学業・経済状況・心身の健康状態についての気掛かりは、各学科の教員に相談すること。

2) 学校生活における健康管理

- ・ 学内では、マスク着用を徹底する
- ・ 手洗いは流水と石けんで 30 秒程度（手洗いポスター参照）とし、タオルやハンカチを共用しない
- ・ 手洗いの頻度は、外から学校に入った際、授業の前後、食事の前後、トイレの後などこまめに洗う。
- ・ 咳エチケットを徹底する（飛沫を飛ばさないため、マスクをしていても咳やくしゃみは袖で覆う）

3) 授業全般における注意事項

- ・基本的に、窓のない部屋は使用しない
- ・換気は2方向の窓やドアを開ける（授業中の教室前を通る際は、静かに通る）
- ・エアコン使用時および雨の際は、時間換気とする（30分ごとに5分間程度、窓を全開にする）。それ以外の日は常時換気とする（カーテンはまとめておく）
- ・教室移動の際は、クラスの窓閉めを徹底（防犯、カラス除け）

4) 実技系授業や、学生同士で実技練習を行う際の注意事項

- ・授業や実技練習の実施前後で、手洗いを徹底する
- ・ベッドや骨模型など、共用備品は使用後に消毒する
- ・備え付けのタオルは清潔を保つよう注意して使用する
- ・実技用衣類のこまめに洗濯する（学校に置きっぱなしにしない）

5) 食事について

- ・食事の前後では手洗いを徹底し、対面を避け会話を控える
- ・飲み物や食べ物を共有しない、箸などの食器類も個人で使用する

6) 通学時の注意事項

- ・通学時、特に公共交通機関ではマスクを着用し、会話を控える
- ・自転車等の通学時は、飛沫予防の必要性がある場合はマスクを着用する。

7) その他の注意事項

- ・更衣室利用の際は、密集を避ける（人が多い場合、廊下でまつ／会話を控え、すみやかに着替える／終わったらすぐ出る）
- ・サークル活動や裏庭での運動は、6月中はなしとする（感染予防、学業優先）
- ・図書室利用時は、使用前に手洗いをし、密集や長時間利用を避けること

4. 本マニュアルの適用期間

令和2年6月1日から6月30日までを適用期間とし、適宜見直す

<参考法令>

- 令和2年3月24日
文部科学省通知「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」
- 令和2年4月17日
事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（4月17日時点）」
- 令和2年5月15日
文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた専門学校等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について」
- 令和2年5月22日
文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」